

電子縦覧対象業務委託

令和 8 年度

現場調査なし

業務番号.....道調環 第 4 号

.....青森県自転車活用推進計画策定.....業務委託

特記仕様書

青森県 青森市 長島外 地内

青森県 県土整備部 道路課

第 1 章 総 則

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日

2. 履行期限 令和 9 年 3 月 2 5 日

第 3 条 照 査 技 術 者

本業務については照査技術者を配置すること。

第 4 条 打ち合わせ等

設計業務着手時、設計業務の主要な区切り及び設計業務完了時において行う打ち合わせは、4回とする。設計業務の主要な区切りは、調査職員と協議の上決定とする。

なお、設計業務着手時及び設計業務完了時の打ち合わせには、管理技術者及び照査技術者が立ち合うものとする。

第 5 条 設 計 業 務 計 画

本業務における業務計画書は、第 1 回打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

第 6 条 資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は下記のとおりとする。

・R 元 道調環第 5 号 青森県自転車活用推進計画策定業務委託 成果品

第 7 条 履 行 報 告

受注者は、契約書第 1 5 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第 8 条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章 業 務 内 容

第1条 設 計 条 件

設計条件は、下記のとおりとする。

工 種 作 業 条 件

別紙のとおりとする。

第2条 B I M／C I Mの活用について

(受注者希望型) ※発注者指定型以外対象

本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるB I M／C I M活用実施要領」に基づき、受注者の希望により3次元モデルを活用できるものとする。

3次元モデルの活用を希望する場合は、業務受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。

第3条 そ の 他

- － 1) 完成検査の予定については、実施予定の前月15日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- － 2) 色彩等の景観の検討については、青森県景観条例に基づき、「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守しなければならない。
- － 3) 防犯に配慮した環境の検討については、「防犯に配慮した設計ガイドライン」を遵守しなければならない。
- － 4) 「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」(青森県リサイクル製品認定制度)第

9条第1項の規定により制定された、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を遵守しなければならない。

- － 5) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- － 6) 本業務は、ウィークリースタンス等の実施対象業務である。実施にあたっては、「県土整備部発注設計業務等におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。

＜整備企画課 HP＞<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

- － 7) 本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。

なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることができる。

情報共有システム利用基準 ＜整備企画課HP＞

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

第 3 章 成 果 品

第 1 条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1. 報告書

(1) 電子媒体 (CD-ROM) 1...部

(2) 紙媒体 (簡易なファイルにとじたもの、図面含む) 1...部

2. その他

(1) 現地調査写真集 一.....部 (報告書電子媒体に含む)

.....
.....
.....
.....
.....

設計業務等に関する提出書類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	業 務 工 程 表	契 約 後 14 日 以 内	1	3 条
建設管理課	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎月 1 回、調査職員の指定日	1	15 条
調査職員	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	32 条
調査職員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
調査職員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	照 査 技 術 者 通 知 書	設計図書で定められている 場合、契約後遅滞なく	1	11 条
建設管理課	管理(照査)技術者変更通知書	変 更 の 都 度	1	10 条・11 条
調査職員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
調査職員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
調査職員	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	23 条
調査職員	部 分 使 用 同 意 書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34 条
調査職員	指定部分に係る（又は、引渡 部分に係る）業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1	1112 条
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)1110 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	担 当 技 術 者 届	担当技術者を定めた場合	1	1109 条
調査職員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	1109 条
調査職員	照 査 報 告 書	業 務 完 了 後	1	1108 条
調査職員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	1116 条
調査職員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	1132 条
調査職員	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登録技術の活用を希望するとき	1	1139 条
調査職員	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	1139 条
調査職員	生 産 性 向 上 提 案 書	後段階の設計において 一層の生産性向上の検討の 余地が残されている場合	1	1209 条

青森県自転車活用推進計画策定業務 業務内容

1. 目的

本県では、自転車活用による環境負荷の低減、災害における交通機能の維持、県民の健康増進等の課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ自転車の利用を増進し、自動車への依存の程度を低減することにより、公共の利益増進に資することを目的とし、令和3年3月に自転車活用推進法第10条に基づき「青森県自転車活用推進計画」を策定しました。

R8年5月、国では第3次自転車活用推進計画（令和12年度まで）を策定したところであり、本県においても、国の施策等の反映を含む現計画の見直しを行うものである。

2. 業務内容

（1）計画準備

本業務を遂行するための実施方針、実施体制、技術的方针、業務スケジュール等を整理し、業務の全体計画を立案する。

（2）上位計画・関連計画等の把握

自転車活用の推進に向けた国の方針や施策等を整理する。また、上位計画や関連計画を基に、目指すべき都市の将来像を整理するとともに、考慮すべき事項（各種事業計画・施策等）を整理する。

また、自転車活用推進計画の施策を検討するために、「青森県自転車活用推進計画」（以下、第1期計画という）をはじめとする交通や観光、地域づくり、環境、健康、福祉、防災等に関する最新の上位計画・関連計画を整理する。

（3）（青森県における自転車に関する）現況の把握

既存の資料、データ、アンケート結果を基に、自転車利用に関する現状（交通基盤、交通特性、交通事故、道路空間の状況、自転車走行台数や通勤通学交通量、環境や健康等）を整理・分析する。

（4）（青森県の自転車利用等に関する）意識・意向の把握

青森県内の自転車利用実態および市内の自転車利用環境に対する意識・ニーズを把握するために、①県民対象の道路利用者アンケート調査、②市町村アンケート調査、③関係機関・企業アンケート調査を実施する。

なお、アンケートの実施及び取りまとめは本業務に含まれる。

(5) (自転車の活用に関する) 問題点・課題の抽出

(1) ～ (4) までの整理結果、及び第1期計画の進捗状況を踏まえ、青森県の自転車活用に関する問題点・課題を抽出する。

(6) (自転車の活用の推進における) 基本的な考え方の検討

(5) の自転車活用に関する問題点・課題の視点も踏まえ、基本方針の見直し検討を行い、計画目標を設定する。目標設定にあたっては、国の自転車活用推進計画の計画目標を参考とする。

現行計画の評価結果を踏まえ、現行計画に基づき実施されている施策の見直しについても検討する。

(7) (目標達成のために取り組む) 施策の検討

現状や課題、利用実態やニーズを踏まえたうえで、設定した計画目標の達成に向けて、必要な施策を検討する。

なお、施策の検討にあたっては、国の自転車活用推進計画に定められた施策、及び地方版自転車活用推進計画策定の手引き（案）に記載された検討すべき施策を勘案する。

(8) (青森県自転車活用推進計画（案））のとりまとめ

検討結果を踏まえ、青森県自転車活用推進計画として取りまとめる。

(9) 青森県自転車活用推進計画策定協議会の開催支援（書面開催）

計画策定にあたっては、「青森県自転車活用推進計画策定協議会」（以下協議会）に諮り進めるものとする。

業務では、協議会に必要となる会議資料を作成する。また、協議会は書面開催を行う予定とする。

(10) 自転車環境整備関連

自転車ネットワーク計画の対象エリア内において、案内看板や路面表示を設置することを目的とする。

また、自転車利用者への案内看板や路面表示の設計を行い、設置個所の選定や工事に必要となる数量計算についても実施する。

（対象路線はL=約60kmを予定）

(11) 成果品作成

業務の取りまとめを行い、成果品を作成する。

(1 2) 打合せ

業務の適正かつ円滑な遂行のため綿密に連絡調整を図るものとし、打合せ協議は、着手時、中間 2 回、成果品納入時の計 4 回程度実施するものとする。